

## 公益財団法人日本セーリング連盟 外洋艇セールナンバー登録細則

公益財団法人日本セーリング連盟（以下「連盟」という）より各加盟団体に対し、連盟外洋艇セールナンバー登録規則の第 11 条、実務細則に基づき外洋艇の登録業務の委任を行うにあたって以下の通り委任業務細則を定める。

### 第 1 条 外洋艇セールナンバー登録業務の委任先

外洋艇セールナンバー登録の業務は加盟団体及び連盟が承認するクラブ等の特別加盟団体に委任することができる。

### 第 2 条 新規登録

- 1) 加盟団体は連盟外洋艇セールナンバー登録規則、第 2 条の登録条件に適合しているかの審査を行う。
- 2) 加盟団体は外洋艇登録申込書の記載内容の確認を行う。
- 3) 加盟団体は外洋艇登録申込書を連盟外洋艇登録事務局（以下「登録事務局」という）に提出する。その際、登録料として連盟に登録手続き完了月の月末までに 3,000 円を納める。

### 第 3 条 更新登録

- 1) 加盟団体はオーナーから毎年艇登録の更新料を徴収し、連盟に支払うこととする。
- 2) 連盟への更新料納入は会計年度内 4 月末日までに加盟団体に登録するすべての艇数を一括で納付すること。

### 第 4 条 売却、譲渡、交換などによるオーナーの変更

- 1) 加盟団体は旧オーナーから提出された登録停止届の記載内容を確認し、受け取った時点から 2 週間以内に登録事務局に通知することとする。
- 2) 加盟団体は、登録番号（セールナンバー）付きの艇を購入した新オーナーから外洋艇登録申込書を受け取った場合、旧オーナーの登録停止届の提出の有無を登録事務局に確認し、連盟外洋艇セールナンバー登録規則第 4 条および細則 2 条により登録手続きを行う。あわせてそのオーナーが所属する自加盟団体の会員であるかを確認すると同時に会員登録料の年度支払い、および艇の新規登録料の支払いを確認し、新オーナーから提出された外洋艇登録申込書などの関係書類を、受け取った時点の 2 週間以内に登録事務局に提出するとともに、登録料は登録手続き完了月の月末までに連盟に納入する。

第5条 旧登録番号（セールナンバー）の移動について

旧オーナーが旧登録番号（セールナンバー）の移動を希望した場合は、連盟外洋艇セールナンバー登録規則、第8条2項の別に定める料金を徴収し、連盟へ払い込むこととする。

第6条 共同で所有する艇の代表者の変更

旧代表者の艇登録を停止し、新代表者の艇登録を新規艇登録と同様に行う。

第7条 艇名の変更

変更事項を記入した艇名変更届の記載内容を確認し、登録事務局に提出する。

第8条 登録の停止

登録停止届の内容を確認し、登録事務局に提出する。

第9条 外洋艇の登録委任業務の取り消しについて

登録番号（セールナンバー）の管理についての規則に違反し、もしくは業務に支障をきたす加盟団体においては、連盟は加盟団体に対して本委任業務を取り消すことができる。

本細則は2021年8月1日から施行する。